

# 「令和6年度人権ユニバーサル事業（人権啓発広報用動画制作事業）」

## 公募型プロポーザル 募集要項

### 1 事業名称

令和6年度人権ユニバーサル事業（人権啓発広報用動画制作事業）

### 2 事業内容に関する事項

#### （1）事業目的

人権尊重社会の実現に向け、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくことが必要となっている。

誰もが自分らしく輝いて生きられる社会の実現に向けて重要な役割を担う若年世代を主な対象として、「障がいのある人」に関する人権課題に理解を深める広報用動画を制作する。

#### （2）業務内容

別紙仕様書のとおり

#### （3）事業経費（契約上限額）

金 1,502,000 円（消費税を含む）

#### （4）契約期間

令和6年9月（予定）～令和7年1月31日

#### （5）費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### （1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### （2）契約書案

別紙参照

#### （3）契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

#### （4）委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### （5）再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### （6）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、公募型プロポーザルに参加することができる。（ただし、（2）、（3）においては、いずれか一方に該当する者とする。）

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていること。
- （3）令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、令和6年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者については、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない。）。

- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記（1）から（7）までの要件を満たす事業者同士（ただし、（2）、（3）についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
- ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
- なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- ウ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。
- なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年7月24日（水曜日）
・ 質問受付締切	令和6年7月31日（水曜日）
・ 質問に対する回答	令和6年8月6日（火曜日）
・ 参加申出関係書類の提出期限	令和6年8月13日（火曜日）
・ 参加資格決定通知	令和6年8月20日（火曜日）
・ 企画提案書の提出期限	令和6年8月27日（火曜日）
・ 選定委員会（プレゼンテーション）	令和6年9月3日（火曜日）（予定）
・ 選定結果通知	令和6年9月6日（金曜日）（予定）

## 6 応募手続き等に関する事項

### （1）質問の受付

ア 受付	令和6年7月31日（水曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受け付けない。
イ 提出方法	書面【様式1】により、「8（2）提出先」へ提出すること。（ファックスでの送信、電子メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）
ウ 回答	令和6年8月6日（火曜日）に本市ホームページに掲載する。

### （2）参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「申出者」という。）は、令和6年7月24日（水曜日）から令和6年8月13日（火曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間に次の書類を「8（2）提出先」に提出し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

- ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】
- イ 事業概要（申出者の業務内容が分かるもの。様式自由）
- ウ 登記事項証明書（法人の場合のみ。現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（任意団体にあっては定款等に相当する書類）
- エ 申請内容確認書【様式3】
- オ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し不可）  
ただし、法人格を持たない団体等で法人登記がないため提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- カ 使用印鑑届【様式4】
- キ 団体目的等についての誓約書【様式5】
- ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。ただし、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）  
ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ケ 直近2箇年の市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）  
ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- コ 委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式6】
- サ 協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

※共同体での参加の場合、イ～ケは各構成員分提出すること。

※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されている申出者については、上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。

また、上記名簿に登録されていない申出者であっても、提出日から前3箇月以内に大阪市市民局において、他のコンペもしくはプロポーザルに参加申出を行い、かつク・ケを提出済みの者はその旨をアに記載することによって上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。

※上記ク及びケについて、新型コロナウィルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

### （3）参加資格決定の通知

審査の結果、参加資格があると認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては、令和6年8月20日（火曜日）付で電話連絡のうえメールにて参加資格決定通知書を交付する。

参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書の提出

ア 参加者が提出できる企画提案書は1種類のみとする。

イ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

① 事業趣旨

② 事業にかかる実施スケジュール、実施体制

③ 事業内容

- ・事業内容は、仕様書に沿って下記項目を踏まえて具体的に記載すること。
- ・コンセプト及び全体構成（シナリオ）を示すこと。
- ・仕様書のテーマについて考える機会となるよう、人権感覚や感性を体得できる内容とすること。
- ・視聴者が理解しやすいコンテンツ作成の工夫（撮影、演出、編集、ナレーション、音楽、字幕等の提案）を示すこと。

④ 経費内訳書

- ・経費内訳書は積算内訳を詳細に記載し、積算の妥当性が分かるようにすること。

⑤ 類似業務実績

- ・本業務と類似した実績があれば示すこと。
- ・実績となる動画がウェブサイトに掲載されている場合は、そのURLを示しても差し支えない（ただし、6（4）エにあるマスキング部分が明らかとなるURL及び動画は不可。また、7（2）アのプレゼンテーションの際に動画を上映することはできない。）。

ウ 企画提案書はA4判とし、様式は自由とする。

エ 提出部数 8部（正1部、副1部、マスキング6部）

※マスキングについては、参加者の商号又は名称（略称を含む）、所在地、電話番号及びFAX番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など代表者たる立場を有する者の氏名を含む）をマスキングしてください。

オ 受付期間 令和6年8月20日（火曜日）から令和6年8月27日（火曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。

カ 提出場所 「8（2）提出先」まで持参すること。

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（配点設定） ※各選定委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり。

業務の理解度	当事業実施目的並びに業務内容の理解度	30点
効果性	事業の目的に沿った効果的な内容であるか	30点

遂行力	確実に遂行できる組織体制・運営基盤があるか	20点
積算の妥当性	費用積算根拠の妥当性	10点
類似業務の実績	過去に類似業務の実績があり、必要な実績・ノウハウを持っているか	10点
計		100点

## (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、選定委員会からの意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 選定委員会の日時は、事前に参加者へ連絡する。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「業務の理解度」及び「効果性」の各項目得点の合計点が高い方を最優秀提案者とする。
- オ 評価点の合計が基準点（平均60点）に満たなかった場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しないものとする。
- カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その選定結果について疑義があるときは、書面を「8 (2) 提出先」に提出することにより、選定結果の内容についての説明を求めることができる。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対

象となる。

- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- オ 参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。  
ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。
- カ 参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

## （2）提出先、問い合わせ先

〒550-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階  
大阪市人権啓発・相談センター  
TEL : 06-6532-7631 FAX : 06-6532-7640  
電子メール : ca0016@city.osaka.lg.jp